

施策評価シート（平成29年度実績評価）

◎ 施策の基本情報

| | | | | | | | | | | |
|-------------------|-------|---|-----|---------|-------------|---------------------------------------|-----------|-------|-------------|-------|
| 総合計画 中期 プラン | 政策No. | 2-5 | 政策名 | 福祉の充実 | 政策の 目指す姿 | 慣れ親しんだ地域で、共に支え合い、 安心していきいきと暮らしています | 施策 主管課 | 地域福祉課 | 施策主管 課長名 | 瀬川 文彦 |
| | 施策No. | 1 | 施策名 | 地域福祉の推進 | 施策の 目指す姿 | 地域の住民が共に助け合っ て生活しています | 関係課名 | 国保医療課 | | |
| | 現状と課題 | <ul style="list-style-type: none"> 多様な価値観や生活様式の変化から、地域での支えあい薄れてきています。 住民の生活課題等が多様化・深刻化するなか、民生委員の役割は一層重要になってきています。 身近に相談する人や機関がないという市民の割合が約3割（市民アンケート）となっており、特に若い世代などにその傾向が強いことから、いつでも相談できる環境が求められています。 本市で生活保護を受けている世帯は平成27年度末で736世帯とほぼ横ばいですが、依然として高齢者世帯や障がい・傷病世帯の割合が高い状況にあります。 新たに整備する施設については、ユニバーサルデザインの視点での整備が進められていますが、既存の施設の中には、その視点による整備がなされていない状況もあります。 | | | | | | | | |

◎ 前年度の評価の振り返り

| |
|--|
| <p>（前年度評価時の今後の方向性）</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報等で民生委員活動を周知するとともに、民生委員の声を紹介する。民生委員にアンケート調査を行い、民生委員活動の実態を把握する。 地域福祉訪問相談事業の充実を図るとともに、引き続き民間事業者との連携による見守り体制の充実を図る。 20歳から64歳までの現役世代への相談機関や窓口の周知方法について検討する。 NPO法人への委託により土・日曜日を含めた女性相談を実施する。また、女性弁護士による無料女性相談を実施し、相談環境の充実を図る。 <p>（反映状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月1日広報において、特集を掲載し民生委員活動において広報を行った他、11月に全民生委員に対し活動の実態把握に関するアンケート調査を実施し、246人中229人（回収率93.1%）から回答を得た。 地域福祉訪問相談員10名を配置（社会福祉協議会へ委託）し、高齢者等の見守りについて民生委員との連携を図り、平成29年度においては訪問回数が9,000件を超えた。 現役世代への相談機関の周知方法については引き続き検討を要する。 女性相談について、委託により土、日曜日の相談受付、女性弁護士による相談受付、女性の自立に向けたスキルアップ講座を実施した。 |
|--|

1 施策の目指す姿の実現に向けた主な取組

| | |
|--|---|
| <p>(1)支え合い・見守りの体制づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民生委員児童委員の負担軽減と活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉訪問相談員（10名）による一人暮らし高齢者等への訪問活動の実施 ○災害時等における要支援者の地域での見守り <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、地域福祉訪問相談員の連携による災害時要援護者台帳登録の促進 ○ボランティア活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉ボランティアの登録・斡旋・ボランティアセンターへの運営費補助 ○地域での交流、ふれあい活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員の諸活動の支援 ○民間事業者と連携、協力した見守りネットワークの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者（23事業者）と連携した、高齢者見守りネットワーク支援事業の実施 <p>(2)福祉関係団体との連携による相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉訪問相談員による相談支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉訪問相談員（10名）による民生委員と連携した訪問相談活動の実施 ○NPO法人等との連携による相談窓口の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・委託事業による平日を含めた土、日曜日の女性相談及び女性弁護士による女性相談の受付 | <p>(3)要支援者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉制度情報の積極的な提供 <ul style="list-style-type: none"> ・広報やコミュニティFMを活用した情報提供 ○医療費など経済的負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・寡婦等の経済的な負担軽減のための医療費助成の実施 ○権利擁護制度の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護制度のスキルアップのための各種講座等の受講 <p>(4)生活保護の適正な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○扶助費の適正な給付 <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護適正化事業の実施による各種調査及び就労支援の実施 ○生活保護受給者の就労および健康管理支援 <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援員及び健康管理支援員による受給者への適切な支援の実施 ○生活困窮者への自立支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業の実施による自立に向けた個別的な支援の実施 <p>(5)ユニバーサルデザインの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者などすべての人が使いやすい施設整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・新規施設等へのユニバーサルデザインの周知 ○ユニバーサルデザイン意識の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによるユニバーサルデザインの周知を実施 |
|--|---|

2 成果指標

| 成果指標名 | 成果指標設定の考え方 (なぜ、この指標で成果を測ることにしたのか) | 成果指標の測定企画 (どのように実績を把握するのか) | 単位 | 数値区分 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---|---|--|----|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------|------|
| 身近に相談できる人や機関がある市民の割合（D-2） | 市民がいつでも身近に相談できる体制が構築され、安心して暮らすことができる環境になっているかを示す指標 | 出典：市民アンケート 問：あなたは、困ったことを身近に相談できる人や機関がありますか？ (1)ある (2)ない (1)と答えた市民の割合 | % | 目標値 実績値 | 73.0 69.7 | 74.0 68.8 | 75.0 64.6 | 72.0 67.4 | 73.0 | 75.0 |
| 悩みや問題を抱えたときに相談できる場所（場所や人）を知っている市民の割合（D-3） | 市民がいつでも身近に相談できる体制があることを知り、安心して暮らすことができる環境になっているかを示す指標（上記指標では解釈によって様々な捉え方ができることから追加） | 出典：市民アンケート 問：あなたは、悩みや問題を抱えたときに、市の相談窓口や民生委員・児童委員など相談できる場所（場所や人）を知っていますか？ (1)知っている (2)知らない (1)と答えた市民の割合 | % | 目標値 実績値 | / | / | / | 72.0 | 74.0 | 76.0 |

3 成果指標の達成状況

| 達成度 | 達成状況に関する背景・要因 |
|-----|--|
| B | <p>■成果指標「困ったことを身近に相談できる人や機関がある市民の割合」・・・【達成度 b】 男女別で見ると「ある」と回答した割合は男性61.2%、女性74.3%と女性が13.1ポイントも高くなっている。年代別で見ると「ある」と回答した割合が概ね全ての年齢において65%を超えるが、60～64歳のみが60%に届かず、これにより「ない」と回答した割合も同年代の割合が40%台と高くなっている。出身地との関係で見ると、「ない」と回答した割合が「生まれてからずっと花巻に住んでいる」（28.4%）と「県外の出身である」（36.2%）と7.8ポイントの開きがあるが割的には横ばい傾向である。 相談先については、当市の出身者か否かに関わらず人との関係性の構築の弱さが見える。また、機関等窓口の理解については、一般的に福祉サービス等が必要になった際に初めて検討することが多く、日ごろからの周知が重要である。</p> <p>■成果指標「悩みや問題を抱えたときに相談できる場所（場所や人）を知っている市民の割合」・・・【達成度 b】 性別で見ると男性女性とも「知っている」の割合が70%を超え、年齢別においても60代以降は75%を超える状況であり、相談窓口、期間等の周知については、広報等による効果がでてきているものと考えられるが、20代から50代については7割を下回ることから、さらなる周知が必要と考えられる。</p> |

4 施策を構成する事務事業一覧

| 番号 | 事務事業名 | 担当課 | 施策への貢献度 | | 成果 |
|-----|--|-------|-----------|-----------|----|
| | | | 対象 直結度 | 意図 | |
| 1-1 | 福祉相談体制充実事業(民生相談事業) | 地域福祉課 | 一致 | 直結 | B |
| | 民生相談員(246名)による支援を必要とする地域住民への訪問、相談支援の実施 (民生相談員相談支援件数 7,462件) | | | A | |
| 1-2 | 福祉相談体制充実事業(地域福祉訪問相談事業) | 地域福祉課 | 間接・ 少数 | 直結 | B |
| | 民生相談員と連携した一人暮らし高齢者等への訪問相談の実施と災害時要援護者台帳への登録推進 (・訪問相談件数 481世帯 9,533回 ・台帳登録 H30.4 1,194人) | | | B | |
| 2-1 | 地域福祉推進事業(福祉情報発信事業) | 地域福祉課 | 一致 | 直結 | B |
| | 民間事業者と連携した地域支え合いの仕組みづくりと広報やコミュニティFMを活用した福祉情報の発信 (・高齢者見守り支援ネットワーク事業 23事業所 ・福祉情報発信 広報4回 FM1回) | | | A | |
| 2-2 | 地域福祉推進事業(福祉ボランティア活動支援事業) | 地域福祉課 | 一致 | 間接・ 補完 | B |
| | 福祉ボランティアの活動拠点として開設するボランティアセンターへの支援 (ボランティア活動件数・参加者 2,659件 9,203人) | | | B | |
| 3 | 婦人相談事業 | 地域福祉課 | 間接・ 少数 | 直結 | A |
| | 婦人相談員を配置し家庭内暴力や離婚問題等の女性からの相談受付と助言指導の実施 (・婦人相談件数 93件 ・土・日曜日女性相談 148件 ・女性弁護士相談 20件) | | | B | |
| 4 | 臨時給付金支給事業(繰越) | 地域福祉課 | 間接・ 少数 | 直結 | - |
| | 消費税引き上げに伴う低所得者へ影響緩和と個人消費の下支えのため給付金を支給 (臨時福祉給付金支給者数 18,524人) | | | B | |
| 5 | 寡婦等医療費助成事業 | 国保医療課 | 間接・ 少数 | 直結 | - |
| | 寡婦等の経済的負担軽減としての医療費助成 (受給者証交付人数 577人) | | | B | |
| 6-1 | 生活困窮者支援事業(生活困窮者支援事業) | 地域福祉課 | 間接・ 少数 | 直結 | B |
| | 生活保護に至る前の自立支援の強化を図るため、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を実施 (・新規相談件数 59件 ・プラン作成件数 21人) | | | B | |
| 6-2 | 生活困窮者支援事業(生活保護適正化事業) | 地域福祉課 | 間接・ 少数 | 直結 | B |
| | 生活保護制度の適正な運営のための各種調査や就労支援の実施 (就労者延べ数(生活保護者) 31人) | | | B | |
| 7 | 生活保護事業 | 地域福祉課 | 間接・ 少数 | 直結 | - |
| | 生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するため困窮の程度に応じた適切かつ適正な扶助の実施 (被保護世帯数・人数 715世帯 930人(*年度平均値)) | | | B | |

5 施策を構成する事務事業の検証

(①市民ニーズや市の関与の必要性が低下した事業、②投入コストのわりに成果が低い事業、③施策への貢献度の低い事業はないか)
・なし(但し、「6 臨時福祉給付金支給事業」は平成29年度で事業終了)

(施策の目標を達成するため、さらに成果の向上を図る事業はないか)

・地域福祉相談体制充実事業の「地域福祉訪問相談事業」については、民生委員の負担軽減やきめ細やかな見守りの体制を継続するため、引き続き推進する必要がある。
・生活困窮者支援事業の「生活困窮者支援事業」については、必要な機関を知らずに相談できずにいる要支援者の掘り起こしを行う必要があるため、引き続き受託機関と連携した取り組みが必要である。

(新たに取り組むべき事業はないか)

・なし

6 施策の総合的な評価

(課題)
・福祉相談における相談窓口のさらなる広報、周知を図る必要がある。
・民生委員は地域の身近な相談役、行政とのパイプ役として重要な役割を担っているが、改選期にごとにそのなり手不足により選任に苦慮しているとの意見があることから、活動への理解周知を図り、関係事業等と連携した負担軽減をさらに進める必要がある。
・「生活困窮者自立支援制度」が制度発足後3年を経過したが、相談件数については伸びが見られない(H28:70件→H29:59件)ことから、制度や相談窓口の周知を進める必要がある。

(今後の方向性)

・福祉関係窓口について、現役世代の周知について力を入れる必要があることから、広報、ホームページ、コミュニティFM、出前講座等を活用し周知を進める。
・民生委員のさらなる負担軽減策の検討や実施につなげるため、地域福祉訪問相談事業のさらなる活用を図るとともに、平成29年度において全民生委員対象に実施したアンケート調査を分析し、民生委員児童委員の負担軽減策について、民児協、社協と協議、検討を行う。
・生活困窮者の支援につなげるため、各種学校、病院、・ライフライン関係の事業者等及び福祉関係機関等への制度周知を図るとともに、法改正により庁内関係部署において生活困窮者を把握した場合は利用推奨を行うことが努力義務化されたことから、庁内関係部署との連絡会議等を開催し情報提供(共有)を進める。